

教第49号議案

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の件
神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成28年12月8日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和27年6月教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表備考第8項の次に次の1項を加える。

- 9 支給認定保護者の市民税所得割合算額が119,001円以上169,000円未満の場合において、この表の規定による第1子に係る利用者負担額の適用を受ける支給認定子どものうち、次の各号のいずれかに該当する者に係る利用者負担額については、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。
- (1) 生計を一にする負担額算定基準者が2人以上いる場合の第2子 3,000円
 - (2) 生計を一にする負担額算定基準者が3人以上いる場合の第3子以降
4,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
（経過措置の一部改正）
- 2 神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年3月教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の表備考第8項の次に次の1項を加える。

- 9 支給認定保護者の市民税所得割合算額が119,001円以上169,000円未満の場合において、この表の規定による第1子に係る利用者負担額の適用を受ける支給認定子どものうち、次の各号のいずれかに該当する者に係る利用者負担額については、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

(1) 生計を一にする負担額算定基準者が2人以上いる場合の第2子 3,000円

(2) 生計を一にする負担額算定基準者が3人以上いる場合の第3子以降
4,000円

附則第7項の表備考第8項の次に次の1項を加える。

9 支給認定保護者の市民税所得割合算額が119,001円以上169,000円未満の場合において、この表の規定による第1子に係る利用者負担額の適用を受ける支給認定子どものうち、次の各号のいずれかに該当する者に係る利用者負担額については、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

(1) 生計を一にする負担額算定基準者が2人以上いる場合の第2子 3,000円

(2) 生計を一にする負担額算定基準者が3人以上いる場合の第3子以降
4,000円

理 由

ひょうご保育料軽減事業実施要綱に基づく兵庫県による補助制度の適用を受けるため、市立幼稚園の保育料を減額するにあたり、規則を改正する必要があるため。

各市町ひょうご保育料軽減事業担当課長 様

兵庫県健康福祉部こども局こども政策課長

ひょうご保育料軽減事業実施要綱の送付について(通知)

標記事業に係る実施要綱について、別添のとおり定め、平成28年4月1日から適用することとしましたので通知します。

なお、本通知の適用に伴い、「ひょうご多子世帯保育料軽減事業実施要綱(子どものための教育・保育給付を受ける施設、事業)」は廃止します。

記

1 今後のスケジュール

| 時 期 | 事業実施の流れ(予定) |
|------|--|
| 9月～ | 市町民への事業周知(各市町) 適宜、必要部数のチラシを県から、市町担当課へ送付 |
| 3月上旬 | 交付申請書提出(市町→県) |
| 3月下旬 | 交付決定(県→市町) |
| 4月中旬 | 実績報告書提出(市町→県) |
| 5月下旬 | 補助金の交付(県→市町) |

担当：こども企画班 小林
TEL：078-341-7711 内線2864
FAX：078-362-3011
E-mail：chisa_kobayashi@pref.hyogo.lg.jp

ひょうご保育料軽減事業実施要綱（市町）

（目的）

第1条 この事業は、第2子以降の保育料の一部について市町を通じて補助することにより、子育てにかかる経済的負担を軽減し、もって子育て環境の向上に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育・保育 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条に規定する特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育をいう。
- (2) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (3) 私立幼稚園 国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）、県及び市町以外の者が設置する幼稚園をいう。
- (4) 保護者 対象子どもの保育料を納入する義務を負う者及びその者と同一の世帯に属する者をいう。
- (5) 第2子 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者を除く。）のうち、年長の子どもから順に2人目の者をいう。
- (6) 第3子 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者を除く。）のうち、年長の子どもから順に3人目の者をいう。
- (7) 対象子ども 教育・保育を利用する支給認定子ども又は私立幼稚園に就園する子どものうち、第2子以降の者をいう。ただし、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）及び幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文科大臣裁定）の規定に基づき複数の子どもがいることによる優遇措置を受けている子どもは除く。
- (8) 保育料 次のア又はイに掲げる額をいう。
 - ア 教育・保育を利用する支給認定子どもにあつては、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号に掲げる施行令で定める額を限度として市町が定める額。
 - イ 私立幼稚園に就園する子どもにあつては、当該私立幼稚園の学則（園則）に定められた入学科、授業料。ただし、幼稚園就園奨励費補助金を控除した額。
- (9) 市町村民税所得割額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の規定による所得割をいう。ただし、同法第328条の規定による退職所得等に係る所得割を除く。

（保育料の軽減）

第3条 市町は、当該市町内に住所を有する対象子どもに係る保育料の一部について、当該市町の規定に基づく減額又は保護者からの申請に基づく補助金交付のいずれかの方法により軽減を行うものとする。

なお、補助基本額は、別表1のとおりとする。

（所得制限）

第4条 保護者の所得が別表2に定める額以上となる場合には、保育料の軽減の対象としないものとする。

（県の助成）

第5条 県は、市町が第3条に規定する保育料の軽減を実施した場合、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(「平成27年度 ひょうご多子世帯保育料軽減事業実施要綱(子どものための教育・保育給付を受ける施設、事業)」の廃止)

第2条 「ひょうご多子世帯保育料軽減事業実施要綱(子どものための教育・保育給付を受ける施設、事業)(以下「27年度実施要綱」という。)」は、廃止する。

(27年度実施要綱の廃止に関する経過措置)

第3条 本則第2条第7号の規定にかかわらず、施行令及び幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定に基づく複数の子どもがいることによる優遇措置を受けている第3子以降の子ども(27年度実施要綱の対象子どもに該当する子どもに限る。)に係る保育料軽減事業の実施については、平成28年度中に限り、次に定めるところによる。

(2) 本条において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

ア 第3子 満18歳未満の子ども(ただし、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間を含む。)のうち、年長の子どもから順に3人目の者をいう。

イ 対象子ども 教育・保育を利用する支給認定子ども又は私立幼稚園に就園する子どものうち、第3子以降の者をいう。ただし、平成27年度にこの事業の第3子以降の対象子どもであって、施行令及び幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定に基づく複数の子どもがいることによる優遇措置を受けている子どもとする。

(3) 市町は、当該市町内に住所を有する対象子どもに係る保育料の一部について、当該市町の規定に基づく減額又は保護者からの申請に基づく補助金交付のいずれかの方法により軽減を行うものとする。

なお、補助基本額は、別表1のとおりとする。

(4) 保護者の所得が別表3に定める額を超える場合には、保育料の軽減の対象としないものとする。

(5) 県は、市町が第3項に規定する保育料の軽減を実施した場合、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(6) 本条に定めるもののほか、27年度実施要綱の廃止に関する経過措置の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

別表 1 (第 3 条及び附則第 3 条関係)

| 区分 | 補助基本額 |
|---------|---|
| 第 2 子 | 対象子ども 1 人につき、保育料の月額5,000円を超える額 (100円未満の端数切り捨て)。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 満 3 歳未満の子ども 4,500円 (2) 満 3 歳以上の子ども 3,000円 |
| 第 3 子以降 | 対象子ども 1 人につき、保育料の月額5,000円を超える額 (100円未満の端数切り捨て)。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 満 3 歳未満の子ども 5,500円 (2) 満 3 歳以上の子ども 4,000円 |

※ 法第19条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの上記年齢区分における年齢は、教育・保育の提供を受けた年度の初日の前日における年齢を適用するものとし、その子どもが当該年度の途中で 3 歳に達した場合においても、その年度中に限り 3 歳未満と見なすものとする。

別表 2 (第 4 条関係)

| 区分 | 軽減の対象としない保護者の所得 |
|--------------|---|
| 教育・保育を利用する場合 | 対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度 (教育・保育を利用した月が 4 月から 8 月までの間である場合にあつては、その前年度) について課された市町村民税所得割額を合算した額 169,000円 |
| 私立幼稚園に就園する場合 | 対象子どもが当該私立幼稚園に就園した月の属する年度について課された住宅借入金等特別税額控除前の市町村民税所得割額を合算した額 169,000円 |

※ 市町村民税所得割の算出方法については、施行令及び幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 (平成 10 年 6 月 17 日文部大臣裁定) の規定に基づく算定に準ずるものとする。

別表 3 (附則第 3 条関係)

| 区分 | 軽減の対象としない保護者の所得 |
|--------------|---|
| 教育・保育を利用する場合 | 対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度 (教育・保育を利用した月が 4 月から 8 月までの間である場合にあつては、その前年度) について課された市町村民税所得割額を合算した額 119,000円 |
| 私立幼稚園に就園する場合 | 対象子どもが当該私立幼稚園に就園した月の属する年度について課された住宅借入金等特別税額控除前の市町村民税所得割額を合算した額 119,000円 |

※ 市町村民税所得割の算出方法については、施行令及び幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 (平成 10 年 6 月 17 日文部大臣裁定) の規定に基づく算定に準ずるものとする。

平成28年度 教育標準時間認定を受けた子どもに係る 市立幼稚園利用者負担額表

改正後の表

※毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となります。

| 各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分 | | | 利用者負担額(月額) | | | | | |
|-------------------------|--|--|-----------------------|--------|----------------------|-------|-----|-------|
| 階層区分 | 定義 | 扶養している子どもにおいて 年長者から何番目の子どもか | 第1子 | 第2子 | | 第3子以降 | | |
| | | 同時在園及び小1～小3子ども ^(注1) で年長者から何番目の子どもか | | 第1子 | 第2子 | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 |
| 1A1階層 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1A2階層 | 1A1階層を除き、当該年度市民税額の区分が次の区分に該当する世帯(なお、4月分～8月分は前年度市民税額の区分により算定する) | ・市民税非課税世帯 ・市民税所得割がかかっている世帯(均等割のみ課税) | 3,000 | 1,500 | | 0 | | |
| 1B1階層 | | 所得割課税額 48,600円未満である世帯 | 注2 10,200 | 5,100 | | 0 | | |
| 1B2階層 | | 所得割課税額 48,600円以上77,100円以下である世帯 | 11,800 | 5,700 | | 0 | | |
| 1C階層 | | 所得割課税額 77,101円以上119,000円以下である世帯 | 6,600 | | 0 | | | |
| | 所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯 | 13,200 | 13,200 ↓ 10,200 | 6,600 | 13,200 ↓ 9,200 | 6,600 | 0 | |
| | 所得割課税額 169,000円以上211,200円以下である世帯 | | 13,200 | | 13,200 | | | |
| 1D階層 | 所得割課税額 211,201円以上である世帯 | 13,800 | 6,900 | 13,800 | 6,900 | 0 | | |

(注1) 「同時在園及び小1～小3子ども」とは、支給認定を受ける子どもと同一世帯に属する小学校3年までの子ども(小学校就学前については、認定こども園・幼稚園・認可保育所・地域型保育・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所(園)又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合に限る。)です。

(注2) 1A2・1B1又は1B2階層に属している世帯のうち、母子家庭、父子家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。

| 扶養している子どもにおいて 年長者から何番目の子どもか | 第1子 | 第2子 |
|--------------------------------|-------|-----|
| 1A2階層 | 0 | 0 |
| 1B1階層 | 5,100 | 0 |
| 1B2階層 | 5,700 | 0 |

(注3) 市民税額を計算する場合には、寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

(注4) 非婚のひとり親は、審査の上、寡婦若しくは寡夫とみなしてこの表の市民税額の算定を行うものとします。

平成29年度 教育標準時間認定を受けた子どもに係る 市立幼稚園利用者負担額表

改正後の表

※毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となります。

| 各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分 | | | 利用者負担額(月額) | | | | | |
|-------------------------|--|--|--------------|--------|-----------------------|-------|-----|-------|
| 階層区分 | 定義 | 扶養している子どもにおいて 年長者から何番目の子どもか | 第1子 | 第2子 | | 第3子以降 | | |
| | | 同時在園及び小1～小3子ども ^(注1) で年長者から何番目の子どもか | | 第1子 | 第2子 | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 |
| 1A1階層 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1A2階層 | 1A1階層を除き、当該年度市民税額の区分が次の区分に該当する世帯(なお、4月分～8月分は前年度市民税額の区分により算定する) | ・市民税非課税世帯 ・市民税所得割がかかっている世帯(均等割のみ課税) | 3,000 | 1,500 | | 0 | | |
| 1B1階層 | | 所得割課税額 48,600円未満である世帯 | 注2 10,200 | 5,100 | | 0 | | |
| 1B2階層 | | 所得割課税額 48,600円以上77,100円以下である世帯 | 13,300 | 6,250 | | 0 | | |
| 1C階層 | | 所得割課税額 77,101円以上119,000円以下である世帯 | 16,100 | 8,050 | | 0 | | |
| | 所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯 | 16,100 ↓ 13,100 | | 8,050 | 16,100 ↓ 12,100 | 8,050 | 0 | |
| | 所得割課税額 169,000円以上211,200円以下である世帯 | 16,100 | | 16,100 | | 0 | | |
| 1D階層 | 所得割課税額 211,201円以上である世帯 | 17,300 | 8,650 | 17,300 | 8,650 | 0 | | |

(注1) 「同時在園及び小1～小3子ども」とは、支給認定を受ける子どもと同一世帯に属する小学校3年までの子ども(小学校就学前については、認定こども園・幼稚園・認可保育所・地域型保育・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所(園)又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合に限る。)です。

(注2) 1A2・1B1又は1B2階層に属している世帯のうち、母子家庭、父子家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。

| 扶養している子どもにおいて 年長者から何番目の子どもか | 第1子 | 第2子 |
|--------------------------------|-------|-----|
| 1A2階層 | 0 | 0 |
| 1B1階層 | 5,100 | 0 |
| 1B2階層 | 6,250 | 0 |

(注3) 市民税額を計算する場合には、寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

(注4) 非婚のひとり親は、審査の上、寡婦若しくは寡夫とみなしてこの表の市民税額の算定を行うものとします。

教育標準時間認定を受けた子どもに係る 市立幼稚園利用者負担額表

改正後の表

※毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となります。

| 各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分 | | | 利用者負担額(月額) | | | | | | |
|-------------------------|--|--|-----------------------|--------|--------|-----------------------|-------|-------|---|
| 階層区分 | 定義 | 扶養している子どもにおいて 年長者から何番目の子どもか | 第1子 | 第2子 | | 第3子以降 | | | |
| | | 同時在園及び小1～小3子ども ^(注1) で年長者から何番目の子どもか | | 第1子 | 第2子 | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 | |
| 1A1階層 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1A2階層 | 1A1階層を除き、当該年度市民税額の区分が次の区分に該当する世帯(なお、4月分～8月分は前年度市民税額の区分により算定する) | ・市民税非課税世帯 ・市民税所得割がかかっている世帯(均等割のみ課税) | | 3,000 | 1,500 | 0 | | | |
| 1B1階層 | | 所得割課税額 48,600円未満である世帯 | 注2 | 10,200 | 5,100 | 0 | | | |
| 1B2階層 | | 所得割課税額 48,600円以上77,100円以下である世帯 | | 14,800 | 6,800 | 0 | | | |
| 1C階層 | | 所得割課税額 77,101円以上119,000円以下である世帯 | | 19,200 | 9,000 | | 0 | | |
| | 所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯 | | 19,200 ↓ 16,200 | | 9,000 | 19,200 ↓ 15,200 | 9,000 | 0 | |
| | 所得割課税額 169,000円以上211,200円以下である世帯 | | 19,200 | | | 19,200 | | | |
| 1D階層 | 所得割課税額 211,201円以上である世帯 | | 20,900 | 10,500 | 20,900 | 10,500 | 0 | | |

(注1) 「同時在園及び小1～小3子ども」とは、支給認定を受ける子どもと同一世帯に属する小学校3年までの子ども(小学校就学前については、認定こども園・幼稚園・認可保育所・地域型保育・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所(園)又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合に限る。)です。

(注2) 1A2・1B1又は1B2階層に属している世帯のうち、母子家庭、父子家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。

| 扶養している子どもにおいて 年長者から何番目の子どもか | 第1子 | 第2子 |
|--------------------------------|-------|-----|
| 1A2階層 | 0 | 0 |
| 1B1階層 | 5,100 | 0 |
| 1B2階層 | 6,800 | 0 |

(注3) 市民税額を計算する場合には、寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

(注4) 非婚のひとり親は、審査の上、寡婦若しくは寡夫とみなしてこの表の市民税額の算定を行うものとします。